

富里市協働のまちづくり条例(解説付)

富里市市民経済環境部市民活動推進課

この条例は、平成21年10月1日に、市民団体の代表7名、公募による市民8名で構成される（仮称）富里市協働のまちづくり条例検討委員会（以下、「検討委員会」という。）から提出された「富里市協働のまちづくり条例素案に関する提言書」をもとに条例案を作成し、その後、パブリックコメント手続などを経て、同年12月議会に上程し、翌3月議会において一部修正可決され4月1日から施行したもので、市民のみなさんとの協働によってできあがりました。

◎ 条例策定までの経過

日にち等	内 容
平成21年2月3日	第1回 検討委員会
2月24日	検討委員会 自主勉強会
2月27日	第2回 検討委員会
3月16日	第3回 検討委員会
3月30日	第4回 検討委員会
5月12日	第5回 検討委員会
5月26日	第6回 検討委員会
6月11日	第7回 検討委員会
6月23日	第8回 検討委員会
7月14日	第9回 検討委員会
7月28日	第10回 検討委員会
8月17日・18日	地域フォーラム
9月8日	第11回 検討委員会
9月14日・15日	検討委員会 自主勉強会
9月25日	第12回 検討委員会
10月1日	検討委員会より提言書が提出される
10月9日～26日	条例案をパブリックコメントにかける
11月27日	条例案を12月議会に上程
平成22年3月18日	条例一部修正案を可決
4月1日	条例施行

◎ 条例説明の方法

【条文の趣旨】…各条文の趣旨を記載しています。

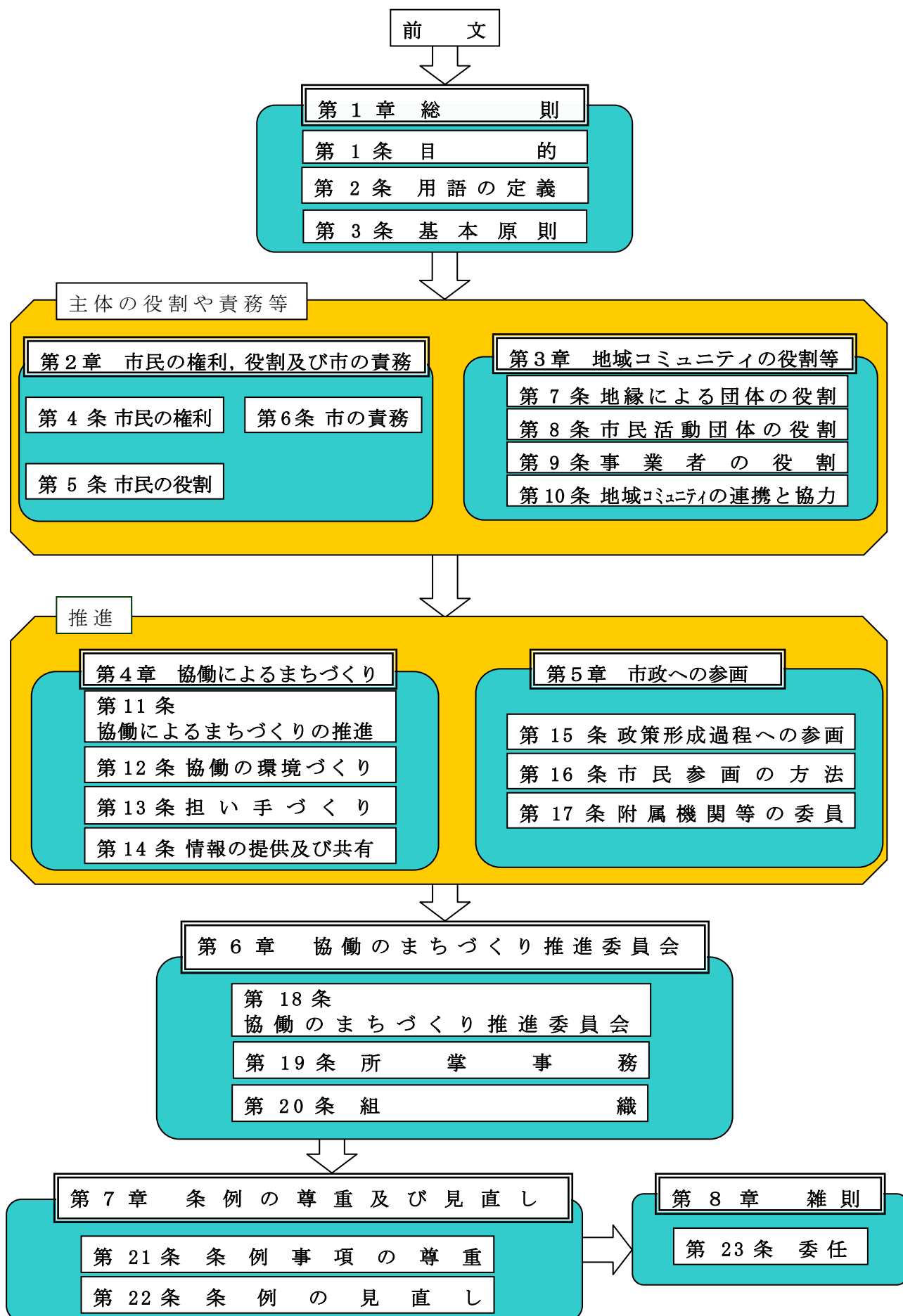
【条文の説明】…各条文や条項の説明を加えています。

【用語の補足説明】…解説文の中の用語について補足説明をしています。

目 次

1	条例の体系図	1
2	条例の解説	2
	前文	2
	第1章 総則	3
	第1条 目的	
	第2条 用語の定義	
	第3条 基本原則	
	第2章 市民の権利，役割及び市の責務	10
	第4条 市民の権利	
	第5条 市民の役割	
	第6条 市の責務	
	第3章 地域コミュニティの役割等	14
	第7条 地縁による団体の役割	
	第8条 市民活動団体の役割	
	第9条 事業者の役割	
	第10条 地域コミュニティの連携と協力	
	第4章 協働によるまちづくり	18
	第11条 協働によるまちづくりの推進	
	第12条 協働の環境づくり	
	第13条 担い手づくり	
	第14条 情報の提供及び共有	
	第5章 市政への参画	23
	第15条 政策形成過程への参画	
	第16条 市民参画の方法	
	第17条 附属機関等の委員	
	第6章 協働のまちづくり推進委員会	29
	第18条 協働のまちづくり推進委員会	
	第19条 所掌事務	
	第20条 組織	
	第7章 条例の尊重及び見直し	31
	第21条 条例事項の尊重	
	第22条 条例の見直し	
	第8章 雑則	32
	第23条 委任	
	附 則	32

1 条例の体系図



2 条例の解説

前 文

明治22年富里村が誕生して以来，先人のたゆまぬ努力により育まれた富里が，更に心豊かで愛着のある市へと発展し，次代に引き継がれて行くことが，富里市で共に暮らし，働き，学ぶ，私たち市民の願いです。

そのためには，まず，私たち市民が，自らまちづくりに参加することが必要です。

この条例にこめられた思いを，市民と市が共有するところから協働のまちづくりは始まります。協働のまちづくりは，市民と市が互いに負担を求め合うものであってはなりません。

市民の自主性が尊重され，市民と市が互いを理解しながら目的を共有し，市民相互及び市民と市の連携・協力をもって，協働によるまちづくりを推進します。

そして，富里市で活動するすべてのものが，信頼と協力という「絆」を育み，市民の地域活動への参加を容易にし，市民活動を広げ，自発的にまちづくりを考え，更には市の施策に参画し，市と共にまちづくりを進めます。

富里市協働のまちづくり条例は，その環境を形付け，富里市で活動するものの権利や役割などを定める基本的なルールです。

【前文の趣旨】

前文は，必ずしも具体的な規定を定めるものではありませんが，条文の本則では示しきれない，まちづくりについての基本的な姿勢やあり方など協働のまちづくりに関する考え方をあらわしており，本則の各条項について解釈の指針を示すものです。また，この前文では多くの市民の皆様理解され条例の理念を共有できるよう，できるだけ平易な言葉で端的に短文としています。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は，協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに，まちづくりの主体となる者の役割を明らかにし，それぞれが共に考え，協力し，及び行動し，もって個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

【条文の趣旨】

第 1 条は，この条例の目的を定めたものです。目的の規定は，条例を構成する条文のはじめに，条例の目的を示し，以降の条文の解釈及び運用の指針となるものです。

【条文の説明】

参加するすべての者が目的や考え方を共有し，信頼し合える対等なパートナーとしての関係を作り上げることが不可欠であり，そのためには一定のルールが必要となることから，協働の考え方や担い手となる主体者の役割など，富里市における協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項について規定することを目的とします。



(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民，地縁による団体，市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が，相互に相手の特性を理解し，尊重し，共通の目的に向かい，責任及び役割分担を明確にし，共に取り組むことをいう。
- (2) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者のほか，市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (4) 地縁による団体 地域住民が自主的に参加し，その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう。
- (5) 市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (7) 市 市長その他市の執行機関をいう。
- (8) 市民活動 市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動で，公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職及び選挙運動に関し同法の規定が準用される公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは特定の公職にある者又は政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする活動
- (9) 地域コミュニティ 地縁による団体，市民活動団体及び事業者をいう。

【条文の趣旨】

第2条は、この条例で使用している用語の意義について規定しています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として、『協働』、『まちづくり』、『市民』、『地縁による団体』、『市民活動団体』、『事業者』、『市』、『市民活動』、『地域コミュニティ』の9つの用語を掲げ、その定義を示しています。

協働のまちづくりを支える主体の範囲を広く定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、幅広い人々が力を合わせていくことが必要だからです。

【条文の説明】

◎協働（第1号）

『協働』とは、まちづくりの主体である市民と地縁による団体、市民活動団体、市など、多様な主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を知り、尊重しながら協力しあい、共に目的を持って行動や活動することをいいます。

◎まちづくり（第2号）

この条例では、安心安全で快適に暮らせるための防犯・防災活動や環境保全・環境美化活動、保健・福祉活動など、「住み良い豊かな地域社会」をつくるための活動や地域資源を活用し、市の活性化を図る事業に加え、共に学びあい、文化や歴史を保全し、交流する活動により、地域コミュニティを活性化する活動を『まちづくり』としています。

◎市民（第3号）

この条例では、『市民』を年齢や性別、国籍を問わず、子どもからお年寄りまで、障がいのある方もない方も、富里市で活動するあらゆる個人を指しています。「市民の役割」については第5条に規定しています。

◎地縁による団体（第4号）

地域では、自治会をはじめとして、子ども会やシルバークラブ、PTA、商店会など主に地縁によるつながりなどを持ち、地域性と共通意識を基盤に、地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体などにより様々な社会活動が行われています。このように、その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深めたりする活動に関わる組織や団体を『地縁による団体』としています。いわゆる認可地縁団体（地方自治法第260条の2第1項の規定によ

り市長の認可を受けた地縁による団体）も含みますが，ここでは，それより大きな枠組みを示します。「地縁による団体の役割」については第7条に規定しています。

◎市民活動団体（第5号）

『市民活動団体』とは，第8号で規定する市民活動を組織的かつ継続的に実施している団体のことです。社会貢献活動をする団体とは，市民ボランティア団体に加え，民生委員児童委員協議会や保護司会，区長会，更には社会福祉協議会や商工会などを含みます。また，近年ではNPOが特定非営利活動促進法などの法的な基盤整備により法人化が進むなど，多様な公益的サービスの担い手，社会を支える新たな力として広く認識されるようになりました。市外に所在する団体であっても，それが市内で，公益の増進に寄与することを目的とする活動を行う又は行おうとする場合はこれも含むものとします。「市民活動団体の役割」については第8条に規定しています。

◎事業者（第6号）

『事業者』とは，営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などのことをいいます。「事業者の役割」については第9条に規定しています。

◎市（第7号）

『市』とは，市長（富里市では水道事業管理者を置いていないため水道課も含みます。）のほか，執行機関として法律で置かなければならない委員会（教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会及び固定資産評価審査委員会）及び市長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する消防長をいいます。「市の責務」については第6条に規定しています。

◎市民活動（第8号）

『市民活動』とは，市民等が自ら課題を見つけ，自主的に取り組む社会貢献活動をいいます。

なお，市民活動から宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動，特定の候補者や政党を支持するなどを目的とする活動を除いたのは，特定非営利活動促進法（平成10年12月1日施行）における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から，広く市民を対象にする協働のまちづくりについて規定するこの条例の趣旨に合致しないと考えるためです。

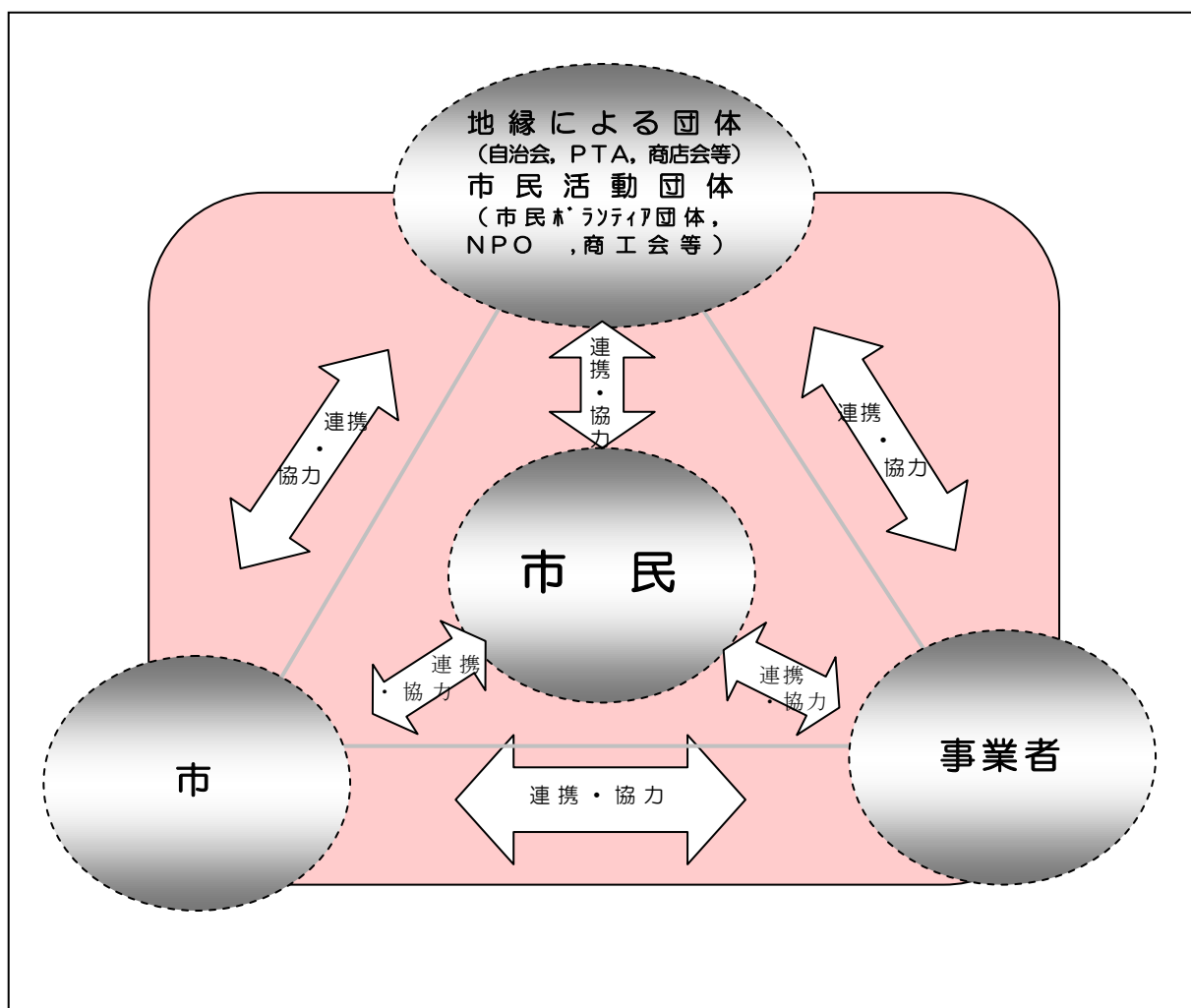
◎ 地域コミュニティ（第 9 号）

協働によるまちづくりにおいては、地域の課題解決などに向け、地縁による団体、市民活動団体、事業者が互いに信頼し、力を合わせ協力することが非常に大切なものとなることから、これらの団体を『地域コミュニティ』と位置づけます。「地域コミュニティの連携と協力」については第 10 条に規定しています。

【用語の補足説明】

NPO・・・

「NPO（NonProfit Organization）」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です（広義）。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です（狭義）。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。



(基本原則)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則を踏まえ、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 相互に目的を理解し、目的意識を共有すること。
- (2) 相互に対等な立場で、自主性を尊重すること。
- (3) 相互の特性及び役割を理解し、協力すること。
- (4) 相互に必要な情報を提供し、共有すること。
- (5) 相互の役割は、自助、共助及び公助に基づき、課題解決にふさわしいあり方で果たすこと。

【条文の趣旨】

第3条は、「市民と市民の連携」、「市民と市の連携」により、協働によるまちづくりを進めていくうえで常に基本となる考え方を基本原則として規定しています。

【条文の説明】

この条例の基本原則として、

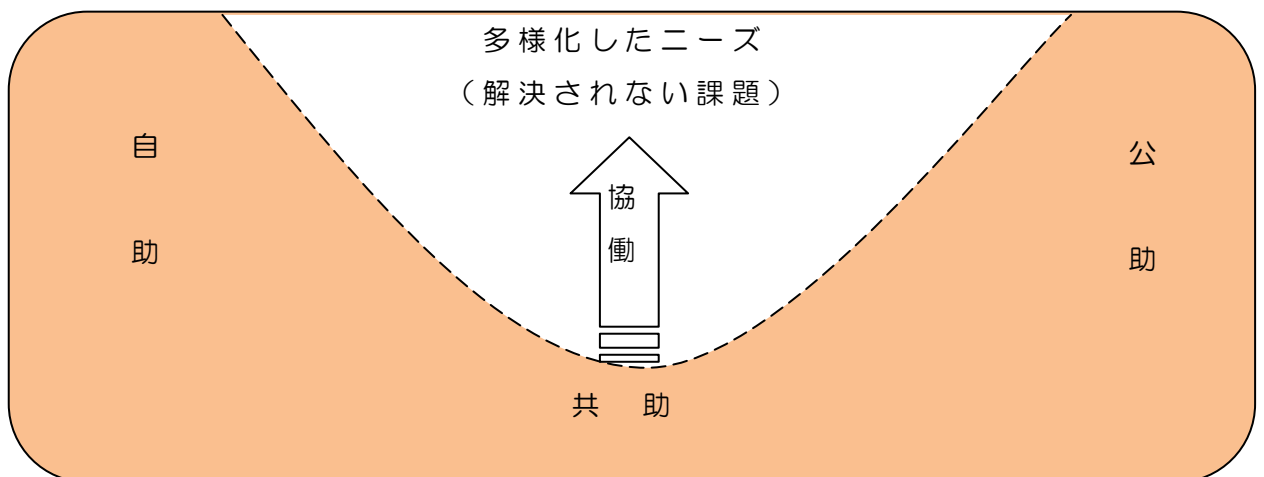
- ①『目的意識の共有』
- ②『対等なパートナーシップと自主性の尊重』
- ③『役割の理解と協力』
- ④『情報の提供と共有』
- ⑤『自助・共助・公助の原則』

という5つの考え方を示しています。

① 協働によるまちづくりは、多様な主体の様々な組み合わせで行われます。協働によるまちづくりを推進するためには、これから行おうとする事業や活動の目的を、関係するパートナー同士でよく理解し、常にその目的を意識し、共有しながら、各パートナーが行動することで、効率的・効果的に目的を達成することができます。

② 協働によるまちづくりにおいては、パートナーが対等であり、それぞれが自立した存在として尊重し合うことが大切です。例えば、市民活動団体と市との関わりの中で、市が事務局を引き受けたり補助金を交付したり支援することで、必要以上に干渉が高まり、対等な関係が崩れ、自発的な活動が妨げられてしまうことがあります。対等な関係を維持するため、パートナーに対し必要以上の干渉や依存することなく、自立して、目的達成のための活動を行っていくことが大切です。

- ③ 協働によるまちづくりでは、関わり方も様々です。パートナーの立場や活用できる資源などの特性を相互に理解し、それぞれの持つ役割を明確にして、共通の目的や課題に対し協力しながら取り組むことが大切です。
- ④ 協働によるまちづくりを推進していくためには、関わる者が、まちづくりのパートナーとして相互に信頼し合うことが大切です。また、多くの市民等に自主的・主体的に関わってもらうためには、それぞれの主体の事業に関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため、それぞれが持つ活動に関し、目的や方法など情報を提供し合い、共有することが重要です。
- ⑤ 協働によるまちづくりは、私たちの抱えるそれぞれの課題・問題点に対し、自助・共助・公助の原則に基づき、それぞれの責任を理解して進めることが大切です。この考え方は、自助(個人や家族でできることは個人又は家族で解決する)、共助(自助で解決できないときは、解決できる人や、地域や団体、市が協力して行う)、公助(自助、共助でもできないことは、行政(市・県・国の順)が主体となっていく)」という、問題をより身近なところで解決しようとするもので、「補完性の原理」といわれています。



第2章 市民の権利，役割及び市の責務

（市民の権利）

第4条 市民は，まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は，市政に対し意見を提言する権利を有する。

3 市民は，市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利を有する。

4 市民は，まちづくりに参加しないことを理由に不利益な扱いを受けること，又は参加を強制されることはない。

【条文の趣旨】

第4条は，市民の参加と協働によるまちづくりを推進する上での，まちづくりの主体である市民の権利について規定しています。なお，この条文は，まちづくりの主体として，市民個人に重点を置き規定しています。

【条文の説明】

この条例では，すべての市民(第2条第3号に規定)が，まちづくりの主体であり，権利を有していることを規定しています。

《第1項》

まちづくりの主体は市民であり，すべての市民は，年齢や性別，国籍を問わず，子どもからお年寄りまで，障害のある方もない方も，富里市で活動するあらゆる個人について，まちづくりに参加する権利があるとしています。

《第2項》

まちづくりを市民と市が共に考えて進めて行くためには，市民も市政に関心を持つ必要があると共に，市政に対し参加する機会がなければなりません。そのことから市民には市政に対して意見を述べる権利があるとしています。

《第3項》

まちづくりについて，市民が自ら考え，主体的に行動するためには，様々なまちづくりに関する情報が必要です。そのため，市民は市の保有するまちづくりの情報を知る権利があるとしています。この権利に対し，市では富里市情報公開条例にのっとりまちづくりに必要な情報を積極的に提供することとしています。

《第4項》

まちづくりへの参加は，市民が自主的，主体的にするものであって，参加をしないことによって不利益な扱いを受けたり，参加を強制されたりするものではないとするものです。

（市民の役割）

- 第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らが地縁による団体の担い手であることを認識し、その活動への理解を深め、自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第5条は、すべての市民がまちづくりの主体であり、その役割について、第4条と同様に市民個人に重点を置き規定しています。

【条文の説明】

地域社会を構成している最小の単位は個々の市民です。第4条に規定する権利を有する市民が、自主的かつ主体的にまちづくりを進めていくための「役割」を示しています。

また、これらの個人が集まることで、地域コミュニティ活動や市民活動の原動力となっていることから、それらの活動に対する役割についても規定したものです。自治会やボランティア団体、NPO等の構成員、事業所の社員や市の職員も個々の市民の集まりです。まちづくりの原動力となる市民は、地域社会に興味や関心を持って、各々の責任において積極的にまちづくりに参加することがこれからのまちづくりには大切となっています。



(市の責務)

第6条 市は、協働によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりが円滑に推進されるよう、富里市情報公開条例（平成13年条例第2号）にのっとり、必要な情報を積極的に提供するとともに、市民に分かりやすく機能的かつ効果的な組織運営に努めなければならない。

3 市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員がその重要性の認識を深めるよう努めなければならない。

4 市職員は、自らの職務遂行能力の向上のための自己啓発に努めるとともに、市民等との協働の視点に立ち、市民等との信頼関係の向上に努めなければならない。

【条文の趣旨】

第6条は、協働を担う主体である、市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市のうち、市の果たすべき役割を明確にするため、責務として規定したものです。

【条文の説明】

《第1項》

市は、協働によるまちづくりを推進するため、基本的かつ総合的な施策を市民参画により策定し、実施します。なお、基本的かつ総合的な施策とは、第4章に掲げる事項について、施策とその手段である事業を体系化したものです。

《第2項》

協働によるまちづくりは市民等及び市が情報を共有することで、はじめて活動が円滑に行われると考えます。そのことから、富里市情報公開条例にのっとりまちづくりに必要な情報を積極的に提供することで、市民等及び市が情報を共有し、活動が円滑に行われると考えます。また、市は社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため、市民にとってわかりやすい、効率的で機能的な組織運営を行うよう努めることとしています。

《第3項》

市民の参加や協働によるまちづくりを進めていくためには、市職員も協

働の重要性について認識を深めていく必要があります。そのため、研修などを通じて市職員の育成や意識改革を図っていくこととしています。

《第4項》

協働によるまちづくりを推進するためには、市職員の職務遂行能力の向上や資質の向上が求められるため、市職員は自己啓発に努めます。

また、まちづくりの主役は市民であるということを踏まえ、市職員は市民との信頼関係のもとでまちづくりを推進していくこととしています。

【用語の補足説明】

富里市情報公開条例…

第5条に規定する市民の開示請求権による公開と、第26条に規定する情報提供施策の充実による市からの積極的開示があります。



第3章 地域コミュニティの役割等

（地縁による団体の役割）

第7条 地縁による団体は，地域住民のつながりを強くするとともに，地域の課題解決に向けて計画的に取り組み，安心，安全で住み良い地域づくりに努めるものとする。

2 地縁による団体は，様々なまちづくりの主体と交流し，及び連携し，協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第7条は，協働によるまちづくりを推進する上での地縁による団体の役割について規定しています。

【条文の説明】

《第1項》

地縁による団体(第2条第4号に規定)とは，自治会をはじめとして，子ども会やシルバークラブ，PTAなど地縁によるつながりなどを持ち，地域性と共通意識を基盤に，その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり，つながりや親睦を深めたりする活動をする組織や団体を示しています。

地域のことは地域が一番よくわかっていますので，問題をより身近なところで解決しようとする考え方（「自助・共助・公助の原則」，第3条第5号に規定）に基づき課題を解決することが大切になってきます。

こうしたことから，地縁による団体は，安心・安全で住み良い地域社会を計画的に築いていくために，地域住民が絆を深め，互いに助け合いながら，地域の課題に取り組んでいくこととしています。

《第2項》

地縁による団体は，地域に密着した活動を展開するために，まちづくりに関わる様々な主体と連携，協力していくことも必要です。その地域の特性を生かし，まちづくりに関わる様々な主体と連携しながら，協働によるまちづくりの推進に努めることとしています。

（市民活動団体の役割）

第8条 市民活動団体は，市民活動の持つ社会的意義を自覚するとともに，自らの持つ知識，専門性等を生かし，まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は，積極的に情報提供を行い，活動の輪を広げるとともに，自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。

3 市民活動団体は，様々なまちづくりの主体と交流し，及び連携し，協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第8条は，協働によるまちづくりを推進する上での市民活動団体の役割について規定しています。

【条文の説明】

《第1項》

市民活動団体(第2条第5号に規定)とは，社会貢献活動をする団体で，市民ボランティア団体，民生委員児童委員協議会や保護司会，区長会，更には社会福祉協議会や商工会，NPOなどに加え，市外に所在する団体であっても，それが市内で，公益の増進に寄与することを目的とする活動を行う又は行おうとする場合は，これも含むものとします。

これらの団体は，個々に自主性があり，先駆的で専門性が高いことが多くあります。自らが取り組む活動が果たす社会的意義を自覚し，自らの持つ専門性や先駆性等を生かすことにより，協働によるまちづくりに貢献するよう努めることとしています。

《第2項》

市民活動団体は，その活動を継続していくために，自らが取り組む活動が果たす社会的意義を自覚し，自らの持つ専門性や先駆性等を生かすとともに，自らの活動が広く市民に理解され，受け入れられるよう努めることが必要です。

また，市民活動に参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対して市民活動に参加するきっかけをつくり，その楽しさを理解してもらう必要があります。そのためにも，各市民活動団体の特性や参加のきっかけとなる情報提供を分かりやすく行い，市民意識の醸成を図るとともに，市民活動を行う団体自身もその活動が社会的な評価を受けるためには，自らの活動を広く情報公開することにより，透明性を確保することも必要です。

《第3項》

市民活動団体は、地域社会の様々な課題の解決に向け、主体的かつ自主的に取り組んでいます。これらの取り組みは、その団体内だけにとどまらず、市民等との関わりを広げることにより、更に大きな効果を上げることが期待されます。市民活動について、より多くの市民等に理解されるよう情報の提供に努めるとともに、まちづくりの様々な主体と情報交換やネットワークを広げることによって、対等なパートナーとして協働によるまちづくりの推進に努めることとしています。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第9条は、協働によるまちづくりの一翼を担う事業者の役割について規定しています。

【条文の説明】

事業者(第2条第6号に規定)は、経済活動を通じて社会的な使命を果たしていますが、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、様々な地域の活動や市民活動に協力又は参加に努めることが期待されています。

事業者が自ら社会貢献活動をすることによって、まちづくりに直接参加する方法もありますし、他の主体が実施する活動に対する助成や寄付又は物的な支援を行ったり、従業員等に対し地域の活動や市民活動への参加を奨励するなど、側面的な支援を行う方法なども考えられます。

（地域コミュニティの連携と協力）

第10条 地域コミュニティは、協働によるまちづくりを推進するために、相互に対等な立場で連携と協力を努めるものとする。

【条文の趣旨】

第10条は、協働によるまちづくりを推進する上でとても重要となる地域コミュニティの連携と協力について規定しています。

【条文の説明】

地域コミュニティ（地縁による団体，市民活動団体，事業者）は，それぞれの自主性により，住みよい社会を築くため，独自の活動をしています。しかし，協働によるまちづくりを推進するためには，地縁による団体，市民活動団体，事業者が，共にそれぞれの役割分担を明確にしながら対等なパートナーとして，相手を補いつつ連携と協力をすることが重要です。

期待される事例として，ごみ問題を扱う先駆的で専門性が高い活動をしているNPO（市民活動団体）が，人員が少なかったり，活動する場もなかなか見つからないという問題を抱えている場合に，自治会（地縁による団体）と協働することにより，NPOは人員や活動する場を得るとともに，自治会も自らのごみ問題が解決されるなどが想定されます。

連携と協力の一例

- ・ まちづくりの活動をする者が小さなまとまりとして地域ごとに，自由に情報交換をする場として，（仮称）小学校区協議会の設置
- ・ 活動発表会などにより互いの活動を知り合う機会（勉強会，交流会など）の開催
- ・ まちづくりの活動についてみんなで考えるため，フォーラムを開催

（検討委員会提言書より）

第 4 章 協働によるまちづくり

（協働によるまちづくりの推進）

第11条 市民等及び市は，地域に即した課題解決のため，相互に特性を活かし合い，補完し合いながら，協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第3条で，協働によるまちづくりの基本原則について規定しましたが，第11条は，協働によるまちづくりの基本的な進め方について規定しています。

【条文の説明】

地域の課題（市民のニーズ）はそれぞれの価値観の基で多岐多様化しており，更には現場や当事者に対し迅速かつ柔軟でより即した対応が望まれています。

協働によるまちづくりは，これらの課題をみんな（市民，地縁による団体，市民活動団体及び事業者並びに市）で補完し合いながら解決することです。

地域に即した課題解決のためには，それぞれの主体が持つ特性を認識し，それぞれの特性を活かし合い，お互いを補完することにより，協働によるまちづくりを推進することが可能となります。

それぞれが見えない壁を作ってきたことから生じるコミュニティの断片化を解消し，地域の多様な主体や諸資源を結びつける『絆』を育むことにより，柔軟な自己決定をなしうる継続的で小さな「新たな公共」を創出することにより，住み良い豊かな地域社会の再生につなげるものです。

(協働の環境づくり)

第12条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動の場及び交流の場の整備等必要な環境づくりに努めるものとする。

【条文の趣旨】

第12条は、協働によるまちづくりを推進する上での「環境づくり」について規定しています。

【条文の説明】

第12条は、協働によるまちづくりに必要となる「環境づくり」について規定したものです。

協働によるまちづくりを実現するためには、活動の場の整備や交流の場の整備、中間支援機能の強化、市民主導のまちづくり制度、行政運営など様々な取り組みを検討していきます。

【用語の補足説明】

中間支援機能・・・

市民活動や地域活動が抱える問題の解決に向けて、資金・人材・情報などの提供者と活動の主体との橋渡しやノウハウ(仕事のやり方などのコツ、知識)の提供、人材育成などを通じ、直接又は仲介役として間接的に支援を行う機能のことをいいます。

環境づくりの一例

① 活動の場の整備

- ・ 公共施設利用の減免
- ・ イベントなどの開催による施設開放
- ・ 地区集会所や公園など地域コミュニティ活動の場の支援の検討
- ・ 公共用地の活用
- ・ 市民サポートセンターの設置

② 交流の場の整備

- ・ まちづくりの活動をする者が小さなまとまりとして地域ごとに、自由に情報交換をする場（（仮称）小学校区協議会）
- ・ 互いの活動を知り合う場（活動発表会、勉強会、交流会など）
- ・ まちづくりの活動についてみんなで考える場（フォーラムなど）

③ 中間支援機能の強化

- ・ コーディネイト機能の育成
- ・ 基金の創設
- ・ 団体間の連携を強化する中間支援をする組織の育成

④ 市民主導のまちづくり制度

- ・ 市民提案制度
- ・ 市民協働モデル事業
- ・ 市民提案型の協働のまちづくり事業の創設

⑤ 行政運営

- ・ 補助金の見直し
- ・ 窓口の一元化（組織の検討）
- ・ 行政提案型の協働のまちづくり事業の創設

（検討委員会提言書より）

(担い手づくり)

第13条 市民等及び市は、まちづくりの担い手の発掘及び育成に努めるものとする。

2 地域コミュニティ及び市は、市民に体験及び学習の機会を提供するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第13条は、協働のまちづくりの主体となる担い手づくりについて規定しています。

【条文の説明】

協働によるまちづくりの中でも特に重要な要素の一つである「担い手づくり」について規定したものです。

地縁による団体や市民活動団体の多くが直面している課題として、『担い手』の問題があります。「参加する人が固定化している」、「会員の確保が難しい」、「参加する意欲があっても参加の仕方が分からない」、「活動に参加するためのきっかけがない(始めの一步を踏み出す機会)」,「リーダー(役員など)になる人がいない」、「コーディネーター(調整・まとめ役)的人材が不足している」などといった声が多く聞かれます。

今後、様々な地域コミュニティ活動や市民活動を活性化させるためには、「担い手づくり」が非常に重要となります。

担い手づくりの一例

① 講座等の開催

- ・ ボランティア活動体験講座の充実
- ・ ふれあい市民講座の充実
- ・ リーダー養成講座の開設
- ・ 創年セミナー(定年を迎える人の人材発掘)

② 人材バンクの創設

③ ボランティアセンター(社会福祉協議会)の機能強化

(検討委員会提言書より)

（情報の提供及び共有）

第14条 市民等及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を分かりやすく提供することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。

【条文の趣旨】

第14条は、協働によるまちづくりを推進するため、情報の共有について規定しています。

【条文の説明】

情報の共有は、協働のパートナーを見つけ出すこと、相手との信頼関係を築くこと、目的を共有し互いの役割を知ること、お互いを補い協力・連携することなどに必要な、非常に大切な要素となります。

また、これらの情報は、平易で分かりやすく、また、誰もが簡単に手に入れることが出来るよう、検討する必要があります。

これまでも市では広報やホームページ、ふれあい市民講座などで情報の提供に努めています。また、制度としては「富里市情報公開条例」や「富里市個人情報保護条例」を制定し、運用しています。

市がまちづくりに関する情報を積極的に公開・提供することはもちろんですが、ここでは市民等が保有する情報についても自ら積極的に開示し、情報の共有化を図ることを示しています。

しかし、情報の中には個人情報が含まれるものもあります。個人情報の収集や提供、共有にあたっては、権利や利益を侵害しないように十分に配慮しなければいけません。

情報の提供及び共有の一例

① 提供

- ・ 情報発信（情報誌・広報・ホームページ等）
- ・ 受けた側に伝わるような情報提供の方法（平易な言葉遣い）
- ・ 見やすい情報の提供（絵の活用）

② 共有

- ・ 協働のまちづくりに関する資料室のようなコーナー
- ・ 各種団体の情報の一元化

（検討委員会提言書より）

第5章 市政への参画

（政策形成過程への参画）

第15条 市民は、市の総合計画その他基本的な計画の立案から評価に至る過程において参画することができる。

2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。

【条文の趣旨】

第15条は、市民の市政への参画を規定すると共に、参画を市民の権利として保障し、また、行政運営は、市民の参画を基本とすることを定めています。

【条文の説明】

《第1項》

市民は、市の基本的な計画について立案の段階から、評価に至る過程において、意見や提案を行うなど市政に参画することができるとしています。

《第2項》

市は、協働によるまちづくりを進めるために、市民の参画を市民の権利として保障し、市政に参画する機会を確保することとしています。このことにより、市民の市政への参画をより身近なものにすることとしています。

《第3項》

市は、協働によるまちづくりを進めるために、市民の意思を的確に把握し、施策に適切に反映するように行政運営を行うこととしています。

(市民参画の方法)

第16条 市は、市の総合計画その他基本的な計画を策定するときは、パブリックコメント(市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民その他規則で定めるものの意見を求める手続をいう。)を実施するものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見に対する市の考え方を原則として公表しなければならない。

3 市は、市の総合計画その他基本的な計画を策定するときは、第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項のうち一以上を実施するものとする。

- (1) 説明会の開催
- (2) アンケート調査の実施
- (3) ワークショップの開催
- (4) 意見交換会等の開催
- (5) 審議会等の設置
- (6) その他市長が必要と認めること

【条文の趣旨】

第16条は、市政への参画を保障する一つの方法として、市民が意見表明する制度である「パブリックコメント」等により、市民参加の機会を保障することについて規定しています。また、諸計画案の検討に関する情報の共有に基づいて、市民が要望する場合は、計画案が固まる以前の段階において、市民参画が取り入れられていくことが求められています。

【条文の説明】

《第1項》

市では、従来この手続について要綱を定め運用してきましたが、この条例の施行に伴い、「富里市パブリックコメント規則」を定めました。「パブリックコメント」については、市の総合的な施策に関する計画又は指針や各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定などの際、早い段階において案を事前に公表し、市民からその案についての意見を募集することとしています。具体的には、「基本構想」「基本計画」「男女共同参画計画」「高齢者保健福祉計画」「次世代育成支援行動計画」「障がい者基本計画」などがあげられます。

《第2項》

市民からの意見を聴取するだけでなく、提出された意見の内容及びその意見に対する市の考え方を公表していくこととしています。

《第3項》

パブリックコメントを実施するだけでは、市民参加の機会は十分とは言えません。そのことから、ここで更に市民参加の機会を保障するため、市民説明会やワークショップなどを掲げパブリックインボルブメントの実現を推進します。

パブリックインボルブメントを推進するにあたっては、以下のような事項が考えられます。

① 広報やホームページ等による、積極的な広報活動

- ・ 広報活動を通じ、初期段階からの計画や事業に関する情報や、関連の催し物の告知、討議の内容等を積極的に提供する。

② オープンスペースによる情報提供

- ・ 公共施設等の人が集まる場所で、リーフレット等の資料の配布をしたり、パネルや模型の展示をしたりすることなどにより、気軽に計画や事業の説明や情報を入手する場を提供する

③ 現地見学会

- ・ 事業を計画する地域や施設の予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催しを開催する。

④ シンポジウム

- ・ 有識者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、計画や事業の目的等に対する理解を深める催しを開催する。

⑤ ニュースレター・パンフレット

- ・ 計画や事業に関する情報や討議の内容を、文章や写真で分かりやすく印刷物として作成し、広く配布する。

⑥ 出前講座

- ・ 市民からの要請に応え、計画や事業の内容や現状等について市が出向き講座を開催する。

⑦ 地域説明会

- ・ 計画や事業の内容や現状等について、市が出向き、地域毎に市が自ら説明会を開催する。

⑧ 検討委員会

- ・ 有識者、関係者、公募市民等により様々な観点から課題整理や方向性の検討を行う。

⑨ワークショップ

- ・ 特定のテーマや課題に対応するため、グループによる共同作業や話し合いを通じ、課題の抽出や解決策等について意見の集約を図る。

⑩意見交換会

- ・ 事業の内容や現状等について、事業内容を説明し、市民からの質問や意見を受ける場を設ける。

⑪市民意見の募集

- ・ 計画等を素案の段階で公表し、市民の多様な意見を求め、できる限り政策に反映させていく。(パブリックコメント等)

⑫グループヒアリング

- ・ 市民の中から小グループを選出し、市民の皆さんのニーズ、期待等に関するヒアリング調査を実施し意見の集約を図る。

⑬アンケート

- ・ 広く市民の皆さんの意識を把握するため、多くの人に一定の質問形式で意見を徴するもの。

【用語の補足説明】

パブリックコメント…

市の施策や基本的な計画などを策定する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表して、いただいた意見を考慮して決定する一連の手続きをいいます。

なおパブリックコメントは、市民に賛否を問い、意見等の多寡により判断するような投票制度ではありません。

パブリックインボルブメント…

パブリックインボルブメント(Public Involvement)の手法とは、計画づくりの初期の段階から、関係する市民等(市民、企業、利用者などの関係者)に情報を提供したうえで、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映していく市民参画手法です。

(附属機関等の委員)

第17条 市は、附属機関等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。次項において同じ。)の委員に市民を選任するときは、原則として、その全部又は一部を公募により選考しなければならない。

2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

第17条は、市民の市政への参画を進めるため、附属機関等の委員選任のあり方について規定しています。

【条文の説明】

附属機関とは、地方自治法に規定される機関であり、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。

学識経験者や関係者、一般市民等で構成する附属機関等は、行政政策の決定などにおいて重要な役割を担っており、市政への市民参画を実現する重要な方法の一つです。

附属機関等は、その設置目的や役割が多種多様であり、専門性を必要とされる場合も多くありますので、委員の構成については、附属機関等の設置目的や役割等に応じて、公募委員比率、男女委員比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、選任することとしています。

なお、この条例の施行に伴い、市では「審議会等の委員の公募に関する規則」や「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を定めました。

《第1項》

附属機関等には原則として公募委員を選任することで、市政に市民の視点からの意見を反映させ、市政への参画を促進します。

《第2項》

附属機関の委員を選任する際には、多様な意見を市政に反映するため、以下の点について考慮するよう努めることとします。

- ①「男女比率」…性別による意見の偏りを避け、的確に意見を反映させる。
- ②「年齢構成」…幅広い世代の意見を反映させる。
- ③「地域性」…特定の地域への偏りを避け、特色のある地域ごとの意見を反映させる。
- ④「兼職の制限」…兼職を可能な範囲で抑制し、多くの市民の意見を反映させる。

これらを総合的に考慮して、幅広い分野から人材を登用するよう努めることとしています。

地方自治法

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 6 章 協働のまちづくり推進委員会

（協働のまちづくり推進委員会）

第18条 市長は、この条例の実効性を高めるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、富里市協働のまちづくり推進委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

【条文の趣旨】

第18条は、この条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として委員会を設置することとしています。

【条文の説明】

この条例の適切な運用状況を市民の立場から見守り、条例の実効性を高めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、「富里市協働のまちづくり推進委員会」を設置することとしています。

この委員会の設置は、条例の施行後、条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、実効性の確保についても、市が単独で検証するのではなく、執行機関の附属機関として委員会を設置することで市民参画を得て、協働のまちづくりを市民等と市がともに実施することが目的です。



(所掌事務)

第19条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
- (2) この条例の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、協働によるまちづくりに関し、次に掲げる事項について検証し、審議し、又は提言することができる。

- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
- (2) 市民活動の促進に係る施策に関すること。
- (3) 市政への参画に係る推進施策に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

【条文の趣旨】

第19条は、「富里市協働のまちづくり推進委員会」の所掌する事務について規定しています。

【条文の説明】

委員会は、市民の立場からこの条例の適切な運用を進行管理するとともに、市における協働事業や市民活動推進施策等の状況を把握し、その問題点や改善策などについて検証し、意見・提言を行うこととしています。

所掌事務は、

《第1項》市長が諮問し、委員会が答申する事項として、

- ① 条例の適切な運用
- ② 条例の見直し
- ③ その他市長が協働のまちづくりに関し必要と認めること

《第2項》委員会が市長の諮問とは別に協働のまちづくりに関し自主的に検証、審議又は意見を提言する事項として

- ① 協働によるまちづくりの推進施策
- ② 市民活動の促進
- ③ 市政への参画の推進施策
- ④ その他委員会が必要と認めること

としています。

また、この委員会は、市民間及び市民と市の間を様々な形で媒介していく役割も望まれるところです。

(組織)

第20条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民のうちから公募により選任した者
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 有識者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

【条文の趣旨】

第20条は、「富里市協働のまちづくり推進委員会」の委員構成、委員の任期などについて規定しています。

【条文の説明】

委員会の委員構成については、この条例の趣旨を踏まえ、公募委員をはじめ、まちづくりを担う各種の主体や学識経験を有する者等により構成することとしています。

第7章 条例の尊重及び見直し

(条例事項の尊重)

第21条 この条例は、協働によるまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

【条文の趣旨】

第21条は、この条例事項の尊重について定め、市民等と市がこの条例を大切にし、見守り、育てることについて規定しています。

【条文の説明】

この条例は、これからのまちづくりを進めるうえでの指針となる条例です。市民や地縁による団体、市民活動団体、事業者、市などまちづくりに関わる様々な主体がこの条例の趣旨を理解し、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。市民と市は、この条例事項を尊重しながら、協働によるまちづくりを進めていきます。

(条例の見直し)

第22条 この条例は、必要に応じ、見直しを行うものとする。

【条文の趣旨】

第22条は、この条例の見直しについて規定しています。

条例は、上位法や社会経済情勢等の変化により、改正が行われますが、あえて規定を置くことで、見直しなどを適時、確実に行うことを示しています。

【条文の説明】

協働によるまちづくりは、時代の要請や社会情勢の変化などによって取り組み方が変化します。

また、条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じることもあります。こうしたことから、条例を市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てる条例」を目指します。

第8章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【条文の趣旨】

第23条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、別に定めることとしています。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

富里市市民経済環境部市民活動推進課

(平成22年4月1日作成)

address : 〒286-0292 富里市七栄652番地1

tel : 0476-93-1117 fax : 0476-93-9954

e-mail : kikaku@city.tomisato.lg.jp

URL : <http://www.city.tomisato.chiba.jp>